

自治基本条例検討委員会報告書に対する意見・質問

熊本市自治基本条例検討委員会報告書	市民意見	地域説明会での市民意見
条例全体に関するご意見	・私たちが条例を身近に感じるように、わかりやすい文章で書いて欲しい。文章がどうしても難しくなるので、条例のページは厚くならない方が良い。	・平成 15 年 9 月の市民会議立ち上げ以降、自治基本条例の検討にはどれぐらいの費用がかかっているのか。 ・費用面からも早期制定を目指すべき。 ・市民会議で、委員の意見や提言等のうち成文化されなかったものが沢山あったが、今回の条例策定にあたり、見直し作業を行ったのか。 ・もし見直しを行ったのであれば、項目ごとの検討の経緯等を伺いたい。 ・自治基本条例で熊本市の環境行政理念の確立が図られるか。 ・自治基本条例で「言行一致」を機能させるための項目はあるか。 ・これまでこのような条例があったのか。無いから作ろうということなのか。 ・条例制定後は、全市民に条文を配布するのか。 ・横文字（パブコメ、NPO、オンブズマン等）は、高齢者等には意味が理解しづらい。配慮をお願いしたい。 ・市長が代わったときに、自治基本条例の理念なども変わってしまうことはないのか。 ・罰則規定は設けないのか。
条例に追加で盛り込むべきというご意見	・新型インフルエンザが流行している中、熊本市の危機管理体制も定めたほうがよいのではないか。	
報告書の記載形式に対するご意見	・努力規定、義務規定の定義がない、努力規定であっても、実践する責務はあることを解説しておくべき。 ・すべての漢字にふりがなをふる必要はないかもしれないが、必要な箇所にはふりがなをふって、中学生でもわかるようにしておくべき。 ・意見が分かれた項目は、基本理念はほぼ同じで、言葉の言い回しや学識不足があるようだけなので、会長が意見をまとめるべきである。 ・「協働の原則」・「協働諾否権」・「不開示情報」・「最高規範性」という言葉がわかりにくかった。	・「努力規定」と「義務規定」について説明いただきたい。 ・「両論併記」や「今後検討してもらいたい項目」（さらには今日配付された「林案」というものもあり）など、わかりにくい。 ・「両論併記」の項目に特に意見がなかった場合はどうまとめるのか。 ・検討委員である林氏が、今日さらに「林案」を出された意味がわからない。我々はどれをたたき台にして検討すればよいのか。 ・検討委員会は、両論併記でもいいから何か盛り込むようにとのことだったのか。 ・（報告書は）条文の形になっておらず、盛り込む要素のみである。なぜ振り出しに戻っているのか。 ・この報告書は両論併記が多いと感じたが、意見の一致を図ることはできなかったのか。 ・言葉が難しい。できるだけわかりやすい文章で書いていただきたい

		い。 ・このような膨大で専門的な資料ではよくわからない ・パブリックコメントの時には、一般市民にも詳細でわかりやすい資料や説明が必要 ・初めて見る者に、この報告書の内容はわかりづらい。
説明会に対するご意見・ご感想		・次の説明会時には、一般の方にも理解しやすいよう、趣旨をまとめた解説文を準備いただきたい。 ・説明会の参加者が少ないのはPR不足 ・説明は、もっと簡潔に、市民に密接な項目だけわかりやすく話してもらえれば、市民も納得して非常に良い条例ができると思う ・提示されたスケジュールでは、市民に十分周知できるか疑問 ・このような説明会の機会を増やし、校区自治協議会等も活用しながら、更なるPRに努め、多くの意見を聴きながらよりよい条例にしていきたい。 ・今日の説明会は自治会の役員のみが対象かと思った。 ・説明会に参加してよかったと思う。 ・会場に机が用意されていなかったため、メモが取りづらかった。次回の素案の説明会の際には机を準備いただければ有難い。

I 総則 (前文) ■条例に盛り込むべき項目と内容 (1) 熊本市がどういうまちであるか。 地下水などの環境、熊本城等の歴史的遺産、文化 など (2) 熊本市の自治を今後どのように進めていくべきか。 主権者である住民の信託に基づく市政、情報共有、参画、協働 など (3) 自治基本条例制定の意義 地方自治の本旨の実現、最高規範性（自治体の憲法といわれている意図がわかるように工夫） など ■意見が分かれた項目と内容(両論併記) (2)に「公共の福祉の増進に努める」を盛り込むこと	・熊本の歴史・文化等は不要。懐古趣味や復古主義的であり、将来に向けた条例の前文としてふさわしくない。 ・公共の福祉の増進も不要。金背の立憲民主制に逆行するものであり、同様にふさわしくない。 ・「公共の福祉」は盛り込むべきではない。 ・「公共の福祉」を書くとするは、ここに書くのが妥当。但し、守護を明確にし、行き過ぎないように配慮した表現で工夫すべき。 ・両論併記とされた「公共の福祉の増進」については、既存の市民及び今後生まれてくる市民にも等しく保障されるべき基本的人権の基礎を支えるものという観点から、個々人の権利行使の調整概念として明文で示すことが望ましい。 ・「公共の福祉の増進」に努める規定は「住民の福祉の増進」と変更し、前文に盛り込むことが必要。地方自治法第1条の2「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」と規定されている。改めて定めておく必要はないとの意見もあるが、民主的な自治政府として当然に目的とすべき普遍の原理であるため、きちんと明記しておくべき。 ・「住民の福祉の増進」を規定することにより、この条例が最高法規性をもつため、他の条例、予算、計画等でその実現を担保でき、実行していくことが、市民、議会、行政部門に求められることを認識しておく必要がある。 ・前文には、熊本市がなぜこの条例を制定するに至ったかを記述すべき。 ・前文には、広い意味での市民が、この条例の精神を尊重し、熊本市の自治の実現に向かって参画し、この条例を育てていく意思があることを明記しておくべき。 ・「地方自治の本旨」「自治の基本理念」が何か所にでてくるが、具体的に記述した方がよい。具体的に何を指すのかははっきりしないと、意味を広くとる人、限定的にとる人など意見が分かれる。憲法が規定する国民主権、基本的人権の保障、市民の権利や義務を自治体として実現することなのか、団体自治・住民自治なのか、住民の住民による住民のための政治の実現なのかなど、明確に記述した方がわかりやすい。 ・情報の共有という表現があるが、「情報の公開・透明性の確保」をはっきりと明記した方がよい。(後述のとおり)	
(1 目的) ■条例に盛り込むべき項目と内容 (条例に規定する内容を明らかにするもの) (1) 自治の基本理念を明らかにすること。 (2) 市民と市議会と市の執行機関等の役割を定めること。 (3) 自治を推進するための基本原則を定めること。 (最終目的) (1) 地方自治の本旨に基づく自治を推進し、住民の福祉の実現を目指すとともに個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指すということ。	・憲法92条→地方自治法1条 地方自治の本旨に基づいてこれを行う。 ① 団体自治・・・国、県からの自立 ② 住民自治・・・住民本位の地方行政 条文を次のようにしてほしい。「本条例は、地方自治の本旨に基づく自治を確立し、住民の福祉の増進を図りもって個性豊かで活力あるまちを実現することを目的とする」自治基本条例の成立根拠が、憲法92条や地方自治法1条(上位法)にあることを理解し、それに基づく自治を確立することを目的に書いておく方が、目的がはっきりしてよくわかる。シンプルがよい。 ・条例の内容として、「市民(広義の意味)等の権利や責務、制度や仕組み等を定め、自治のあり方進め方を明らかにする」旨を記述すべき。 ・この条例位置づけとして、いわゆる市民憲章、まちづくり条例や行政基本条例とは異なる	

	る「自治基本条例」であることを明記した方がよい。また、最高規範性を有するものであることを明記した方がよい。	
(2 自治の基本理念) ■条例に盛り込むべき項目と内容 地方自治の本旨に基づき、住民自治を拡充・推進しつつ、団体自治を確立していくため、次の基本理念を掲げる。 (1) 住民主権と信託に基づく市政 主権者である住民の意思を適切に反映した市政が行われること。 (2) 人権の尊重、住民の福祉の増進 一人ひとりの人権を尊重するとともに、住民の福祉の増進を図ること (3) 情報共有、信頼、協働 市民、市議会及び市の執行機関等が、相互に情報を共有し、信頼し合い、協働して市政が進められること。 (4) 市民の自発的、積極的な参画 市民の自発的、積極的な参画により市政が進められること。 (5) 持続可能な循環型社会の実現 (6) 国、県との対等な関係 熊本市自らの意思と責任のもとで自立した市政が行われること。	・基本理念の中の「循環型社会の構築」について、市や町など狭い範囲の中で循環を考えても限界がある。もし考えとするなら、九州プラス中国東南部や韓国、アセアン諸国なども含めた上で循環型社会を考えた方がよい。熊本県には水俣市など ISO の先進都市があるのでそこを参考にして、東アジア全体に考えを広めていけるようにしたい。留学生や介護士、看護師なども、もはや外国人の協力がないと社会の持続可能性を維持することは難しい。大学経営及び学園都市として発展するためにも、留学生を増やした方がよい。課長の説明とは違ったが、循環型社会と聞いて自分が連想した町は次のようなものであった。熊本市内で家畜を飼う。→し尿処理施設をつくる。→畑をつくり肥料として再利用する。→野菜などをつくり販売する。→収益を施設の維持費にあてる。→このように連想したが、高コストで生産性が低いのでやらない方がよいと思う。この連想のように市民が勘違いするような、意味のわかりにくい定義のはっきりしない言葉ですある。基本理念にはいれない方がよいと思う。 ・「地方自治の本旨に基づき、<u>地方自治の運営は、主権者である住民の意思により、地方公共団体によって行われ、住民自治を拡充・推進…</u>」下線を加筆。住民自治と団体自治を市民に分かるように、砕いた表現の書き込みを加える。 ・「循環型地域社会の実現」については、直面している人間社会の緊急性及び持続性の観点から見れば盛り込むべきではないか。特に熊本市の場合、生命の水を地下水に頼り、かつ森の都を維持していこうとするのであれば、市民の共感を得られるのではないか。 ・このページに記載されているものは、基本理念というより「基本原則」ではないか。理念というならば、例えば、「この条例の制定することにより、誰もが暮らしやすい熊本市づくり・まちづくりを推進する」、「高齢者や若い人、ハンディキャップをもった人も安全で、安心して住みよい町にする」、「市民のお互いが助け合い、慈しみあいながら自治を実現する」などを盛り込むべきではないか。 ・この条例の理念として、「市民が主体、主役の熊本市の自治を市民自らが進め、また、運営する基礎となるもの」を記載すべき。	

(3 自治運営の基本原則) ■条例に盛り込むべき項目と内容 (1) 情報共有の原則 (2) 参画の原則 (3) 協働の原則 ■意見が分かれた項目と内容(両論併記) 「(4) 説明責任の原則」を盛り込むこと ■今後検討してもらいたい項目 「住民自治の原則」を盛り込むこと	・(1)を、説明責任と情報共有の原則とする。 理由：一般市民には、「情報の共有」というよりも「説明責任」と言ったほうがわかりやすいから。 ・自治運営の基本原則は、住民自治を高らかに謳いあげると、他の意見のとおり矮小化され、まとまりのない結果の恐れあり。 ・(1)～(3)の後、「市民、市議会及び市の執行機関は、自治の理念を実現するために、情報共有の原則、参画の原則、協働の原則、説明責任の原則に基づき、熊本市の自治を行います。」と表現し、説明責任も盛り込む。 ・両論併記とされた「説明責任」については、一定の資金運営に関する会計や決算について報告や説明の責任を負う「アカウンタビリティ」が基礎になっていることを考慮すると、自治会やボランティア団体などに要求するのは行きすぎではないか。市からの助成金や委託金の使途については、市の担当部署でチェックを行うのが筋と考える。 ・住民自治の原則は、自治基本条例として、当然の原則である。前述のとおり、理念はビジョン的なものであると解釈するならば、住民自治の原則は、自治運営の基本原則として欠かせない原則である。 ・原則の中に、「市政(市議会も含む)運営の透明性の確立」を記載すべき。情報の共有と記載されているが、共有という表現に、積極的な公表・公開、説明責任を果たす意味が含まれているかはっきりしない。また、説明責任の原則は、当然、記載すべきものである。(議事録をチェックしていないので、議論されたかわからないが、少なくとも、わかりやすい表現にしておくべき)	
(4 定義) ■条例に盛り込むべき項目と内容 (3) 市の執行機関等 ①市長②教育委員会③選挙管理委員会④人事委員会⑤監査委員 ⑥農業委員会⑦固定資産評価審査委員会⑧公営企業管理者⑨消防庁 (4) 参画 施策の立案から実施及び評価までの過程に主体的に参加すること。 (5) 協働 同じ目的のために、それぞれが対等な立場に立ち、できる範囲において役割と責任を担い、協力すること。 (6) 市政 市議会、市の執行機関等が行う全ての活動 (7) 自治	・(1)及び(2)住民、市民は、左も右もどちらもほぼ同じ意味なので、どちらでもよいと思う。 ・(8)まちづくりは、この説明でいいと思うが、実際の条文では「地域のまちづくり」という言葉が使われている。「まちづくり」と「地域のまちづくり」との意味の違いがはっきりしていない。 ・この項目(意見がわかれた項目と内容)はどちらでもよい。 ・(7)自治に「住民が、地方自治体である熊本市を、自ら治めること」を加筆し、(8)まちづくり(地域づくり)として、「市政の一部で良好な環境及び住みよい地域づくりを目指して行う市、住民、通勤・通学者及び事業者の行う地域における活動」を加筆。市政の及ぶ範囲での意味で使う「まちづくり」であれば、上記のような記載形式でどうか。両論併記の左の(2)市民①を「熊本市の区域内に住所を有する者で自然人」に修正する。 ・両論併記の「住民の範囲」と「まちと地域」については、基本条例に関する限り大きな差異が生じることはないと思われる。 ・「自治」については、＜3＞の「住民自治の原則」と一緒に論議すべきことであろうが、Ⅱ役割以下の内容を整理して確定しないと難しい。 ・自治やまちづくりの定義は、この定義の項目とは別条で規定すべき。概念が大きすぎるし、一般的に、一旦定義されるとその表現により解釈されてしまう傾向がある。 ・「まちづくり」「ちいきづくり」は、一般的には、活動だけをさすのではなく、ハード面での整備、ソフト面(しくみや運営、人材育成、教育など)を含む概念ではないか。 ・「市民」という場合、通常は、市内に住所を有している人や住所地のある事業者を指すのではないかと。例えば、「市民税」というように。また、一方では、市民という場合、普通	・どのように市民が参画できるのかをお尋ねしたい。

■意見が分かれた項目と内容(両論併記)			
(1) 住民 ①熊本市の区域内に住所を有する者 (2) 市民 ①熊本市の区域内に住所を有する者 ②熊本市の区域内に通学する者 ③熊本市の区域内に通学する者 ④熊本市内の区域内で事業を営む者 (8) まちづくり 自らが生活し、又は活動している地域をはじめとして、わたしたちが暮らす熊本市を魅力的でより快適にしていこう活動	(1) 住民 熊本市の区域内に住所を有する者で自然人に限る。 (2) 通勤通学者 熊本市の区域内に通勤し若しくは通学する者 (3) 事業者等 熊本市の区域内で事業を営み又は活動を行う個人若しくは法人その他の団体 * 以下、記載されている「市民」は、「住民」となるが、その記載は省略する。 (8) 地域づくり 市政の一部で良好な環境及び住みよい地域づくりを目指して行う市、住民、通勤・通学者及び事業者等の行う地域における活動 * 以下、記載されている「まちづくり」は、「地域づくり」となるが、その記載は省略する	名詞的に、民主主義を体現する主体として使われることもあるのではないかと。(解釈に誤りがあるのかもしれないが) ・(この条例の中で、住民と市民とをどれだけ厳密に区別しているかについて詳細に検討したわけではないが)住民と市民を並べて定義するより、この条例が対象としている人は誰かを明確に記載した方がよい。あえて言うなら、「市内に住所を有している人・事業者や通勤通学者も含む」として、広くとらえた方がよい。これらの人は、生活や仕事などで熊本市に関わり、一緒になって熊本市を発展させて行く主人公であるといえる。 ・また、この条例の対象者という点からは、「活動するもの」という表現より、公共を担うセクターとして「団体」(NPOなど)を主体として明記した方がよい。	

Ⅱ 役割 (1 市民の権利と責務) ■条例に盛り込むべき項目と内容 (1) 市民の権利 市民は、日本国憲法及び法令に定める権利、義務を有するとともに、自治の基本理念を実現するため、市民は次の権利を有する。ただし、住民以外の市民の権利は、法令又はその性質上保有できる権利とする。 ① 市の執行機関等及び市議会に対して、情報を求める権利 ② 市政に参画する権利 ③ 市政に関し意見を表明し、提案する権利 (2) 市民の責務 自治の基本理念を実現するため、次の責務を果たします。 ① 市政への参画に当たっては、自らの発言と行動に責任をもつ。(義務規定) ② 市政への積極的な参画 (努力規定) ③ 自らまちづくりに取り組む(努力規定) ④ 市内で事業を営むもの及び市内で活動するものは、その事業または活動が社会生活に及ぼす影響に十分配慮するとともに、地域社会との調和に努め、暮らしやすい地域社会の実現に寄与する。(努力規定) ■意見が分かれた項目と内容(両論併記) 市民の権利に、「協働請求権・協働諾否権」「地下水享受権」を盛り込むこと 市民の権利に、「憲法や法令に規定してある権利（以下①～④）」を盛り込むこと ① 憲法に規定する基本的人権を有し、個人として尊重され、平和で良好な環境のもとで、自らの生命、自由及び幸福追求に対する権利、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利 ② 自治法に定めるところにより、主権者として、住民の代表を選ぶ権利、条例の制定・改正又は廃止、市長・市議会議員の解職請求等の直接請求を行う権利、住民監査請求、住民訴訟の提起、その他の権利 ③ 市政に関し、説明を求める権利及び学習する権利 ④ 安心・安全で、良好な自然的、社会的、文化的環境のもとで生きる権利	・市民の権利に、<u>憲法で規定された基本的人権</u>を盛り込む。また、<u>直接請求権</u>を盛り込む。理由は、地方分権改革が推進される中で、これからは、今まで国が担ってきたものであっても地方が担わないといけない部分が増えていくことが予想されるから。グローバルズムと容赦ない競争社会の中で貧富の格差が開いて、雇用保障や生存権まで含めて、地方自治体としても無視できない社会情勢にあり、国に任せておけないから。また、直接請求権には、内容について市民の中によく知らない人もいて明記した方が知らしめる効果があるから。市民の責務の市内で活動するもの(NPOなど)は、取り除かずにこのまま条文に入れたほうがよいと思う。 ・市民の権利が多く、責務について今一つピリッとししない。 ・(1)市民の権利①「市の執行機関等及び市議会に対して、<u>情報を取得する権利</u>」、「④市政に協働を請求及び協働を諾否する権利」と「⑤良好な環境のもとで、安心して安全な生活を営む権利」修正と追加を提案。 ・両論併記とされた「協働請求権・協働諾否権」については、内容や機能が不明であり判断できない。「地下水享受権」については、自治の概念との関係ではどのように把握すればよいか不明であり、無意味と考える。 ・憲法や法令に規定された権利を再掲することは、煩雑なだけで、有用性はそれほど高くないと考える。 ・また、「NPO法人等を除く」ことについては反対である。NPO法人等に限らず、本来なら、個人であっても社会の構成員である以上「社会生活に及ぼす影響」に配慮し「地域社会との調和」に努めるべきではないか。	・市民の権利に「市政に参画する権利」があるが、市民がどのような形で行政や議会に参画できるのかお尋ねする。 ・現在の状況では、多数の意見より、声が大きい、意見の強い市民の意見が通っていくことがあり、参画する権利が与えられても、結果的に意見に偏りがあることが懸念される。 ・自治基本条例で参画の権利を保障することで、行政は拒否することはできなくなる。そこが一番懸念される。
--	---	---

(2)の④から「市内で活動するもの＝NPO等」を除くこと		
(2 市議会の役割) ■条例に盛り込むべき項目と内容(両論併記) (1) 市議会の役割 市議会は、地方自治法に定める権限を有するとともに、以下の役割を担います。 ① 市政運営を監視し、公平及び公正で透明性の高い市政の実現 (努力規定) ② 広範な市民の意見の聴取や集約 (努力規定) ③ 分かりやすく開かれた議会運営 (努力規定) (2) 市議会議員の責務 ① 政策の提案及び立法に関する活動を行うこと (努力規定) ② 市民の信頼に応え、誠実に職務を行うこと (努力規定) ③ 説明責任を果たすこと (努力規定)	・(1)に、「市議会は、<u>住民の信託を受けた議事機関として</u>、地方自治法に定める…」と書き込む。 ・①は、市政を、議会を含めて定義していることから、監視の対象は「行政運営」と書くべき。また、公正の中に公平は入るので削除。 ・説明責任は、市議会の責務③及び市政運営の原則(3)に記され、前者は誰に対してなのか明記されていないが、後者は「市民に対して」と明記されており、矛盾がある。但し、市政となると議会も含むため、共に「市民に対して」と理解できないことはないが。また、このタイトルには市政とすべきなのか、行政とすべきなのかで、別の問題も含んでいて、ややこしくならないためにも、説明責任は基本原則に記載する方がよいと考える。(原則への記載は、市民或いは住民にも求められる原則となり、少々記載に気が引けるのも理解できなくもない。) ・市議会の役割として、「市議会は立法機関として、この条例で求められている条例、自治を推進するためのその他の条例を制定する責務がある。また、制定に向けて積極的に努力する。」を追加すべき。 ・市民との協働の視点から、「市民との協働で、条例の制定を図る」を②に追加する。	・「市議会議員の責務」としては「③説明責任を果たすこと」とあるが、“市議会自体”の説明責任・情報公開等について盛り込まれなかったのは何故か。

(3 市の執行機関の役割)

■条例に盛り込むべき項目と内容

(1)市長の責務

市長は、地方自治法に定める権限を有するとともに、市の代表として、公平及び公正かつ誠実に、透明性の高い市政運営を行う。(義務規定)

(2)市の執行機関の役割

- ①公平及び公正且つ誠実に、透明性の高い市政運営を行う。(義務規定)
- ②市民の意向や地域の実情を的確に把握し、行政サービスの質や市民の満足度を高める。(努力規定)

(3)職員の責務

- ①市の執行機関等の役割を担うとともに、以下の責務を担います。
- ②全体の奉仕者として、市民の視点に立って職務を行う。(義務規定)
- ③自己研さんに励む。(努力規定)

■意見が分かれた項目と内容(両論併記)

「市長の設置」「執行起案の連携協力」を盛り込むこと
「市長の責務」に「信託を受けた」を盛り込むこと

・「住民の信託」の意味を常々自覚してもらう意味でも、記すべき(議会も同じ)であり、(1)市長の責務に、「住民の信託に応え」を追加する。信託を記すことで、検討委員会で出た柿の意見等は包含できると考える。
・「公平」は「公正」に含まれると考えるため、「公平」は削除。

Ⅲ 市政運営 (1 市政運営の基本原則) ■ 条例に盛り込むべき国目と内容 (1) 市の執行機関等及び市議会は、以下の原則に基づき市政運営を行うこととする。 ① 自治の基本理念、自治の基本原則にのっとり市政運営を行うこと。 ② 健全な財政の下で、総合的かつ計画的な市政運営を行うとともに、事務処理をするにあたっては、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めること。 ③ 市民に対しての説明責任を果たすこと。 ■ 意見が分かれた項目と内容(両論併記) 「市政運営の基本原則」とする。 「行政運営の基本原則」とする。 ① 市政運営の基本方針及び重要施策に関する事項は、熊本市における最高意思決定機関である熊本市経営戦略会議において決定すること ② 計画、財政、評価等の制度を相互に連携させた組織運営を行うなど、総合的かつ計画的な行政運営を行わなければならない。 ③ 法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、住民の権利の擁護と福祉の増進を目的として行わなければならない。 ④ 組織及び制度は、簡素で効率的かつ機能的なものとなるよう、継続的に改善し、むだをなくし、最小の経費で最大の事業効果を上げるようにしなければならない。	・市政運営の基本原則は、次のようにしてほしい。 ② <u>健全な財政の下で、総合的かつ計画的な市政運営を行い効率的及び公平で持続可能性のある運営に努めること。</u> ①と③はそのまま 理由: 最小の経費で最大の効果を挙げることはできない、最小の経費はそれなりの効果しか出ず、最大の経費でもそこそこの効果が出るだけである。経費と効果はある程度の相関があるため、最小の経費で最大の効果を挙げることは無理があると思う。これからの財政運営で大切なのは、公平性と持続可能性だと思う。高齢者の数はますます増え、自治体の収入が目減りしていく中で、いかに公平に税を徴収し何に使うかは、これから差し迫った重要な課題と言える。公平でないと税も集まらない。 ・「市政運営」は「行政運営」に修正すべき。 ・この項目以降は、市の執行機関等を主語として書かれていることから、あえてここに、市政として議会を加える必要は無く、議会にも、同様の原則を求めるのであれば、議会の項に記載すべき。このままだとわかりにくい。 ・両論併記の「市政運営と行政運営」については、市長及び議員とも市民の選挙で選出され、市民は両者に市政を託しているのであって、基本条例で市長を含む執行機関等だけを対象に考えるのは理解しがたい。 ・また、経営戦略会議という最高意思決定機関を置くというのは、市政運営の最終責任を不明確にするおそれがあり、制度上も実際上も混乱を招きかねない考える。 ・右側に記載の「具体案」は、自治基本条例ではなく、行政基本条例の性格を有している。基本的事項にとどめた方がよい。それでは何を書くべきかであるが、「市は、総合計画・基本計画を基本として健全な行政・財政運営を行う」「議会は、執行機関の活動が、適正かどうかをチェックする機能がある」「市長は、行政運営の状況、財政状況を公表し、説明する」など。 ・「具体案」の総合計画(4)の総合計画進行評価委員会の規定は、市民が参加した第三者委員会としての必要性は認めるものの、本来は市議会の役割ではないか。	
--	---	--

(2総合的かつ計画的な市政運営、効率的で効果的な行政運営)		・2)効率的で効果的な行財政運営の項目に次を追加して欲しい。
■意見が分かれた項目と内容(両論併記)		④(行政評価)
		市長は、効率的でかつ効果的な行政運営を図るため、行政評価を実施し、それを総合計画、施策等に生かす。
		理由:評価をすることは大事なこと。評価基準次第だが。
		・基本的に正副委員長案で良いと考えるが、以下のとおり修正してほしい。
(1) 総合的かつ計画的な市政運営	(総合計画)	(1)総合的かつ計画的な行政運営
①市は、総合的かつ計画的な行政運営を推進するための基本構想を定めるとともに、これを実現するための基本計画、実施計画をとりまとめ、総合計画を策定する。(義務規定)	(1) 市の行政は、総合計画に基づいて、計画的に行わなければなりません。	①市は、総合的かつ計画的な行政運営を推進するための基本構想を定めるとともに、これを実現するための基本計画、実施計画をとりまとめ、総合計画を策定する。(義務規定)
②市の執行機関等は、総合計画の策定に当たっては、市民参画の手続を踏まえ、市民の意見を適切に反映するとともに、市民への周知を図る。(努力規定)	(2) 総合計画は、住民の参画の手続きを経て案が作成され、目指すべき将来像を定める基本構想及びこれを実現するための基本計画により構成され、議会の議決により策定される最上位の計画です。	②市の執行機関等は、総合計画の策定に当たっては、市民参画の手続を踏まえ、市民の意見を適切に反映するとともに、市民への周知を図る。(義務規定)
③市の執行機関等は、総合計画の進行管理に当たっては、行政評価を実施し、その結果を施策等に反映させる。(義務規定)	(3) 総合計画は、計画期間を定めて策定され、市長の任期ごとに見直しされます。	(2)効率的で効果的な行財政運営
④市の執行機関等は、行政評価の実施に当たっては、市民参画の手続を踏まえるとともに、その結果について広く市民に公表する。(義務規定)	(4) 総合計画の進行及び点検・評価・改善・見直しを審議するための第三者機関として、総合計画進行評価委員会を設置します。	①市の執行機関等は、不断に行財政改革に取り組み、効率的で効果的な行財政運営を行う。(義務規定)
	(5) 市長等は、総合計画について、住民への周知を図り、基本計画に基づく事業の進行を管理し、その状況を公表しなければなりません。	②市の執行機関等は、行財政改革の進行管理を適切に行い、市民に公表する。(義務規定)
	(6) 総合計画以外の計画は、総合計画を基礎として、財政計画の裏づけと結合していかなければなりません。	③市の執行機関等は、財政状況について市民にわかりやすい資料を作成し、市民に公表する。(義務規定)
		(3)行政評価
		①市の執行機関等は、総合計画の進行管理及び行財政改革に当たっては、行政評価を実施し、その結果を施策等に反映させる。(義務規定)
		②市の執行機関等は、行政評価の実施に当たっては、市民参画の手続を踏まえるとともに、その結果について広く市民に公表する。(義務規定)
		③市長は、行政評価の適正かつ透明性を図るため、公募を含めた住民、学識経験者、専門家等による
		・市政運営は行政運営に修正。
		・(1)総合的かつ計画的な市政運営の②は義務規定にすべき。
		・(1)①の中で、「行政運営」と記されているのは何故か。
		・両論併記の「自治体法務」については、盛り込むべきではないと考える。法務能力の低下はあるかも知れないが、能力の充実を図るべきはその他にもあり、このような偏った論議は採り上げない方が適切である。
		・なお、他のところでも触れているが、「必要に応じ審議会等を設置する。」のであれば、総合計画及び各種評価委員会や推進委員会を基本条例の中に明文化する必要はないのではないか。

(2) 効率的で効果的な行財政運営 ① 市の執行機関等は、不断に行財政改革に取り組み、効率的で効果的な行財政運営を行う。(義務規定) ② 市の執行機関等は、行財政改革の進捗管理を適切に行い、市民に公表する。(義務規定) ③ 市の執行機関等は、財政状況について市民にわかりやすい資料を作成し、市民に公表する。(義務規定)	(健全で透明な財政運営) (1) 市の財政の状況を総合的に把握し、最小の経費で最大の効果をあげるように健全で透明な財政運営を行わなければなりません。 (2) 市は、一般会計、特別会計、企業会計及び出資団体等の連結決算を行い、財務諸表を作成し、公表しなければなりません。 (3) 市は、予算書、決算書を作成するため、款・項別の説明に加えて、人件費を含む政策の原価、財源、事業採算等を明らかにするため、目・節を明記し、これを公表しなければなりません。 (4) 市は、経常収支率、人件費比率、公債費負担比率及び地方債残高比率等、財政運営における主要な指標に関して適正値を定め、中・長期の財政健全化計画を作成し公表しなければなりません。 (5) 市の予算は、総合計画及び行政評価等を踏まえて編成し、その編成過程を明らかにして住民に分かりやすく説明しなければなりません。 (6) 市の予算執行に当たっては、事業の予定、進捗状況が明らかになるように、予算の執行計画を定めて、住民に公表しなければなりません。 (7) 市の決算の公表に当たっては、改善点を明確にして、住民に公表しなければなりません。 (8) 市の財産については、次の各号により管理等を行うものとします。		
---	--	--	--

- | | | |
|--|--|--|
| <div><div>① 市の財産管理に当たっては、財産の保有状況を明らかにして、財産の適正な管理及び効果的な運用を図るため、財産の管理計画を定めなければなりません。</div><div>② 前号の管理計画は、財産の資産としての価値、取得の経過、処分又は取得の予定、用途、管理の状況、その他前号の目的を達成するため必要な事項が明らかになるように定めなければなりません。</div><div>③ 財産の取得、管理及び処分は、法令等に定めるもののほか、第1号に定める管理計画に従って進めなければなりません。</div><div>(9) 市は、財政運営の効率的推進を図るため、第三者機関として財政健全化推進委員会を設置します</div></div> | | |
|--|--|--|

(行政評価) 第24条 市長は、効率的でかつ、効果的な行政運営を図るため、全ての施策及び事業の行政評価を年1回実施しなければなりません。 2 市長は、評価基準を定めるに当たっては、住民の福祉の増進・向上を図った視点に立って評価の指標等を定めるものとし、評価に必要な行政評価情報を、積極的に住民に公開・提供しなければなりません。 3 市長は、行政評価の成果と同時に必ず問題点、改善点を明らかにし、それを総合計画、施策、事業、予算・財政、組織等の必要な見直し等に生かさなければなりません。 4 市長は、行政評価の適正かつ透明性を図るため、公募を含めた住民、学識経験者、専門家等による第三者機関として、行政評価委員会を設置します。 (行政改革) (1) 熊本市は、行政運営について、たえずそのあり方を見直し、質を向上させるため、行政改革大綱を策定し、行政改革を進めなければなりません。 (2) 行政改革大綱は、総合計画との調整のもとで策定されます。 (3) 行政改革大綱は、市長の任期ごとに実施期間を定めて策定されます。	・第三者機関として、行政評価委員会を設置。(義務規定) ④委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。(義務規定) [理由] 財政改革を加えた行政評価を項目分離することで、市民の理解を得やすく、第三者機関の設置も必要。	
--	---	--

3組織体制、人事体制、審議会等、総合的な行政サービス

■条例に盛り込むべき項目と内容

(1) 組織体制

- ① 市の執行機関等は、効率的で機能的な組織体制を整備する。(義務規定)

(2) 人事体制

- ① 市の執行機関等は、適正な人事評価及び配置を行う。(義務規定)
- ② 市の執行機関等は、市政の課題に的確に応えることができる知識と能力を持った職員の育成を図る。
(義務規定)

(3) 審議会等

- ① 市は、必要に応じ審議会等を設置する。
- ② 市の執行機関等は、審議会等の委員については、識見を有する者を選任するほか、公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任する。(努力規定)

(4) 総合的な行政サービス

- ① 市の執行機関等は、部局の連携を図り、総合的な行政サービスを提供する。(義務規定)

■意見が分かれた項目と内容(両論併記)

(5)に、「自治体法務」を盛り込むこと

・(2)の①では、「適正な」が恣意性含みと取れるため、次のように修正を提案。

(2) 人事体制

①市の執行機関等は、客観的で透明性の高い人事評価及び配置を行う。(義務規定)

・(3)の①に透明性を付与して、結果の公開(選任の理由を含め)を次のように追記提案。

②市の執行機関等は、審議会等の委員については、識見を有する者を選任するほか、公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任し、その結果は公表する。(努力規定)

・(1)組織体制、(2)人事体制、(4)総合的な行政サービスの規定は、基本的には行政基本条例に盛り込むもの。

・「審議会は、原則として公開とすること」を盛り込む。

・審議会は何をするものか明確でない。一般的に審議会の役割として、市長への答申、許諾が考えられるが、この条例で、市民と行政(市長)をつなぐものとして位置づけて、「計画等の方向付け、論点整理等の機能を有する」と定義すべき。

・(5)自治体法務は、あえて記載することは必要ではない。

4 行政手続、意見等の取り扱い、苦情処理機関の設置、説明責任、公益通報制度
■条例に盛り込むべき項目と内容

(1) 行政手続

- ① 市の執行機関等は、別に条例の定めるところにより、適切に行政手続を行い、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利と利益を保護する。(努力規定)

(2) 意見等の取り扱い

- ① 市の執行機関等は、市民の市政に関する意見、提案、相談、要望、苦情に対し、迅速かつ誠実に対応する。(努力規定)
- ② 市の執行機関等は、前項の対応の経過や結果等について記録を行い、公開する。(義務規定)

(3) 苦情処理機関の設置（公的オンブズマン制度）

- ① 市の執行機関等は、市民の行政運営に関する苦情を処理するための第三者機関を設置する。
(努力規定)

(4) 説明責任

- ① 市の執行機関等及び市議会は、施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、市政運営に関する情報を、市民にわかりやすく説明する。(義務規定)

(5) 公益通報制度

- ① 市の執行機関等は、公益通報を受ける体制を整備する。(義務規定)
- ② 市の執行機関等は、通報者が通報により不利益を受けないよう適切な措置を講じる。(義務規定)

・オンブズマン制度は、制度として設けるならば努力規定ではなく、義務規定とすべき。

・組織体制、人事体制、審議会等、総合的な行政サービスには、

(1)行政手続

(2)意見等の取り扱い

(3)苦情処理機関の設置（公的オンブズマン制度）

(4)説明責任

これらの4つを必ず入れてほしい。条例は作って作りっぱなしではなく、それを担保する制度が必要。公的オンブズマン制度は、住民自治を具体的に保障する重要な制度。最近、民間会社でもコンプライアンス推進室やお客様相談室を設けているところが多い。

・苦情処理機関の設置（公的オンブズマン制度）は、大いに賛成。

・(1)及び(3)は当然義務規定とすべき。(4)原則で書けば必要ないようだが、段階や「わかりやすく説明」と方法を記している所以需要。(5)の②に通報者保護的な機能の第三者機関が必要。(3)の兼務もありかとも考える。よって、(5)の②は「市の執行機関等は、通報者が通報により不利益を受けないよう第三者機関を設置し、適切な措置を講じる。(義務規定)」とする。

・以下の項目を盛り込むべき。

「政策の周知徹底と、市民からの意見、要望の収集と活用」

- 1.各年度ごとの市政の重点事項を市民に周知徹底を図る。
- 2.周知徹底には、市内で組織活動をしている団体等の協力を求める。
- 3.市民の市政に対する意見、要望等を収集し、市政に反映する措置を講ずる。
- 4.意見、要望等のとりまとめには、前記2の団体等の協力を求める。

〔提案理由と説明〕

- 1.毎年度の市政の重要事項および市民に協力、理解を求め、自発的な行動を起こすような働きかけがない。「市政だより」は、定期的に刊行し、各家庭に配布されているが、目を通し、理解し、協力しようとするムードが不足している。読んでいる成人が何%いるのか、調査の事実を知らない。
- 2.周知徹底の方策として、各町内に組織がある町内自治会（マンション等の共同住宅にある管理組合等を含む）の協力を求める。地方自治法第260条の2に規定する地縁団体として市長に認可されたものを含むものとする。その他、市政に関する協力を自発的に申し出た法人等を含めることとする。
- 3.市民のなかで、市政に対する意見、要望はあるが、個人では、具体的に意見表明の方法を知らない人が多いのが実態であろう。これら声なき声、多くの市民の意見、要望等を集約し、市に伝達するシステムが未完成である。
- 4.市内の自治会組織は、727あり、この内、地方自治法第260条の2による市長の認可を受けたもの93があり、大部分の住民と広い関わりがあり、有効活用の期待がもてる。
- 5.町内自治会等は、自主、自立、互助の組織理念により設立されており、市政の下請け

・審議会等でなされた決定についても、公的オンブズマン制度を利用することは可能か。

	機関的な位置付けは好ましくないし、すべきではない。 6.市民の、市民による、市民のための市政の改善、向上の施策として確立することが肝要である。組織的な活動により、市政に活力が生まれることを期待する。意見、要望等を、市の政策に、予算に具体化し、実践し、翌年度に実績を検討し、市民に報告する制度を確立したらどうか。 ・苦情処理機関と公的オンブズマンの性格は異なる。苦情処理は、行政の責務である。不服審査請求などの現行法規でも機能がある。 ・公的オンブズマンの機能としては、苦情処理だけではないはずだ。地方公共団体に関する不正・不当な行為を監視し、是正するためのもの。 ・外部監査制度は、熊本市として積極的に活用を図り、財政健全化の中心と位置づけるべき。条例できちんと明記しておく必要がある。	
--	---	--

Ⅳ情報共有・参画・協働 (1 情報共有) ■条例に盛り込むべき項目と内容 (1) 情報共有 ② 市の執行機関等及び市議会は、市政運営に関する情報を市民に公開するとともに、積極的かつ迅速に提供する。(努力規定) ③ 市民は、市の執行機関等及び市議会に、まちづくりに関する情報を積極的に提供する。(努力規定) ④ 市の執行機関等は、情報提供に関する新たな仕組みを整備する。(努力規定) (2) 個人情報保護 ① 市の執行機関等及び市議会は、個人情報を適正に管理するとともに、適切な保護措置を講じる。(義務規定)	・次の流れを大切にする。 「目的」→「基本理念」→「基本原則」→「基本原則を実現するためのしくみ」 情報共有・参画・協働の章は、3つの基本原則を実現するためのしくみの部分なので、詳しく書く方がよい。その方が基本原則が達成されるイメージが鮮明となる。この部分が不明確だと何のために基本原則がかかっているのか、その道すじがはっきりせず焦点がぼやけてしまう。法律の専門家である林先生の案を最大限に尊重してもらいたい。 ・市民参画のところにいれてほしいこと…男女共同参画、障がい者差別をしないこと。 理由: 以下の流れを見る通り必要であるから。 国際標準…人権の尊重及び民主主義 日本国憲法…基本的人権の尊重 自治基本条例の基本理念…人権の尊重 →それを保障するための自治体運営のしくみ(公平で公正な参画と機会の均等) →社会的包摂(誰もが社会の中で排除されず参画できる社会づくり) →人種、宗教、障がい、性別、思想信条、門地などで差別されない社会づくり →男女共同参画や障がい者権利条約などの必要 ・情報共有・参画・協働は、今後の課題として重要な案 ・両論併記された中で、問題は、「行政の意思決定過程の情報の共有」の部分にある。特に②ア～クは、実質的には無制限の列举で個別詳細に規定されており、実際には相当の負担になる一方で効果的とは思われないので、この部分は条例事項としない方が適切と考える。 ・(1)情報の共有は、何のための共有財産であるかが記述されていない。ニセコ町のようにまちづくりのためとするか、熊本市の発展のため、市民協働の推進のため、財務健全性のためとするかなどの目的を明記すべき。具体案の記述の方が適切である。 ・具体案の方に、「情報の公開は、条例や規則の制定、計画や施策の策定・実施・評価に不可欠である」旨を追加する。 ・情報の共有より、情報公開、透明性の原則を明記すべき。市民によるチェック機能、協働の推進に必要な概念である。またP19の説明責任は、市議会・執行機関の機能と言うより、情報公開とセットにした理念ではないか。	
---	---	--

■意見が分かれた項目と内容(両論併記)

(1) 情報共有 ① 市の執行機関等及び市議会、市政運営に関する情報が、市民との共有財産であることを認識する。(義務規定)	(1) 情報公開・共有の原則 ① 市議会及び市長等は、市政に関する情報の公開と提供が、住民参画・協働及び透明な行政の運営にとって不可欠なものであることを認識し、住民に分かりやすく迅速に公表、公開及び提供しなければなりません。 (2) 行政の意思決定過程の情報の共有 ① 市長等は、その意思決定過程における情報を公表、公開及び提供して公正で透明性の高い行政運営をしなければなりません。 ② 前項における意思決定過程の情報は、次の各号に掲げるものとします。 ア 課題・目的の設定及びその背景、経過、理由 イ 検討した他の複数の政策・計画案の内容及び決定の理由 ウ 他の自治体の類似する政策・計画等との比較検討状況 エ 総合計画における位置づけ オ 当該政策・計画に関係ある法令及び条例等 カ 政策・計画等の実施にかかわる予算・財政等の状況 キ 将来にわたる政策・計画等のコストの計算結果 ク 政策・計画等にかかる住民参加
「情報公開条例により」「個人情報保護条例により」を盛り込むこと	

・(1)の①は、正副委員長試案でOK。(1)の②及び④は、義務規定とすべき。

・(2)の①の修正提案。より安全な表現とすべき。

・(2)の②に追加提案。ここにあって権利表現が不向きなら、工夫が必要かもしれません。次のとおり修正を提案する。

(1)情報共有

①正副会長試案のとおり

②市の執行機関等及び市議会は、市政運営に関する情報を市民に公開するとともに、積極的かつ迅速に提供する。(義務規定)

③市民は、市の執行機関等及び市議会に、まちづくりに関する情報を積極的に提供する。(努力規定)

④市の執行機関等は、情報提供に関する新たな仕組みを整備する。(義務規定)

(2)個人情報

①市の執行機関等及び市議会は個人情報を厳正に管理するとともに、十分な保護措置を講じる。(義務規定)

②市民は、個人の情報の開示請求等、自己情報コントロール件があります。

(2 参画)

■条例に盛り込むべき項目と内容

(2) 市民参画のための仕組み

①市の執行機関等は、重要な施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、市民参画のための仕組みを整備（義務規定）

②市の執行機関等は、それぞれの事案に応じて効果的な市民参画の手法を選択するとともに、これを公表し、実施する。（義務規定）

③市の執行機関等は、市民参画により表明された意見や示された提案を総合的に検討し、その結果を市民に公表するとともに、適切に施策へ反映させる。（努力規定）

(3) 青少年・子どもの参画

①青少年・子ども（未成年の市民をいいます。以下同じ。）は、市政運営及びまちづくりに参画する権利を有する。

②市民、市議会及び市の執行機関等は、青少年・子どもが参画するための環境づくりを行う。（努力規定）

■意見が分かれた項目と内容(両論併記)

(1) 参画の原則

①市民、市議会及び市の執行機関等は、参画による市政運営及びまちづくりに取り組む。（義務規定）

②参画による市政運営及びまちづくりは、男女が共同して取り組む。（義務規定）

(1) 参画推進の原則

①市は、住民の参画を推進し、住民の参画の機会を保障しなければなりません。

(4) に「住民参画推進評価委員会」を盛り込むこと

・次のようにして欲しい。

(1)参画の原則

①修正なし

②男女共同参画をはじめとして、公平で公正な参画の仕組みをつくる。

③住民の参画を推進し、その機会を保障する。

自治で最も大事なことは、情報を知る機会を持つことと、公平で平等な参画が保障されることである。情報にかたよりや遮断、阻害があったり、情報を得る機会をうばわれていたら懸命な選択をすることができない。また、参画に不公正や不平等があっては、それは、一部の者の意思決定であり、もはや自治と言える代物ではない。自治や、意志決定を行う上で重要なのは、参画において差別がないことであり、すべての市民に情報が公開され、参画が保障されて初めて自治が成立する。

男女共同参画をはじめ、あらゆる市民の方がたの参画が平等に保障されるような条文にしてほしい。年齢や性別、職業などに偏りがあったり、一部の有識者と経済界の代表者や幹部職員だけで意思決定がおこなわれるようではいけない。女性をはじめ多くの市民の方がたが意思決定に参画できるようしくみを整えるべき。現在、審議会等の参画の状態の中で、年齢や性別や職業などに偏りはないか？また、幹部会議において性別に著しい偏りはないか？あるとしたら、知らない間に偏った意思決定がされ、長い期間であれば一部の団体や性別のみに利益が偏っているかも知れない。商工会議所やまちづくり団体が要望すると簡単に多額の予算がつくのも変な気がする。（一般市民が要望した場合と額を比較してみると）同じ方が長く、多くの審議会を固めてはいないか？一人の意見で多額のプロジェクトの意思決定が決まることはないか？そうならないように、この条例が働いてほしいと思う。

・(1)は次のとおり提案

(1)参画の原則

①市民、市議会及び市の執行機関等は、参画による市政運営及びまちづくりに取り組む。（義務規定）

②参画による市政運営及びまちづくりは、男女が共同して取り組む。（義務規定）

なお、委員長案でOK(2)の③も義務規定とすべき。

・両論併記の原則論で大きく異なるのは、男女共同参画を明記するか否かであるが、別途条例化されており、特段の違いは出てこないと考える。

・住民参画推進評価委員会は、他の委員会の規定と同列で論じるべき。

・参画の原則を担保するものとして「参画と協働によるまちづくり条例」を制定する(義務規定)を盛り込むべき。

・市民に参画を促す方法についてどう考えているか。

・市民はどのように参画することができるのかお尋ねしたい。

(3 協働) ■条例に盛り込むべき項目と内容 (1) 協働の原則 ① 市民、市議会及び市の執行機関等は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもとに、協働により市政運営及びまちづくりに取り組む。(義務規定) (2) 協働のための仕組み ① 市の執行機関等は、市政運営及びまちづくりを協働で進めるための仕組みを整備する。(義務規定) ② 市の執行機関等は、公共の利益や社会貢献を目的として自主的、自発的に活動する市民活動団体（自治会等の地域団体、NPO法人その他の市内において活動を行う団体をいう。以下同じ。）と連携を図る。(義務規定) (3) 参画と協働によるまちづくり条例 ① その他必要な事項は、別に条例で定める ■意見が分かれた項目と内容(両論併記) (4) に「協働推進評価委員会」を盛り込むこと。	・下記のようにしてほしい。 (1) 協働のためのしくみ ①市の執行機関等は、市政運営及びまちづくりを協働ですすめるための<u>公平で公正な</u>仕組みを整備する。 ②市の執行機関等は、<u>一般市民及び自主的、自発的に公益活動をする市民活動団体と連携を図る。</u> 普通に働いたり、普通に生活をしている一般の市民との連携が何より大切である。協働というと、協議会や協会、連盟、連合、クラブ、団などのアソシエーションや自治会やNPO などがすぐに連想されるが、多くの市民はそれらに加盟(活動)していない。普通に働いて普通に生活している一般の市民、それが大部分である。自治会は、老人会や婦人会など、一部の環境におかれた方がたが力をしめていて、会長なども同じ人が何年も続けているような状態が横行している。アパートや新興団地の住民がはいれないまたはトラブルがあつたりもしている。一部の団体や連盟、協会などと癒着してそこだけに資金が流れるようではいけない。なるべく普通の一般市民が気軽に数多く参加できかつ意見を採用するような仕組みが必要だと思う。予算やプロジェクトの採用も含めて。働いていると、中々自治会活動にも参加できず、市役所に行こうにも勤務が5時半までなので5時15分までの役所の手続きや相談にもいけない状態である。ネットなどを活用した市民との連携の仕組みが望まれる。 ・(1)協働の原則に②として「協働による市政運営及びまちづくりは、男女が共同して取り組む。(義務規定)」を入れて欲しい。 ・協働の項に「男女共同」が抜けているようですが。 ・協働推進評価委員会は、他の委員会の規定と同列で論じるべき。 ・市民と協働すべきは、市議会と市の執行機関ではないか。市民は協働の主体ではなく、市民は主権者であり、市民の意思を実現するのが市議会、市の執行機関である。「協働」という場合、条例・計画・施策の立案段階、決定実施段階、評価段階で市民と協働するという意味で用いるべきではないか。もちろん、市民間の協働もありうるし、市民との協働が促進されなければならないことは言うまでもない。	・報告書の 23 ページによれば、「協働推進評価委員会」について検討されたようであるが、この組織の規模や形態をお尋ねしたい。
--	--	---

(4 コミュニティ(地域のまちづくり))

■条例に盛り込むべき項目と内容

(1) コミュニティ（地域のまちづくり）

- ① 市民は、市民相互の協働により、身近な地域の課題を解決していくとともに、地域社会を多様に支え合う自主的で自立的な地域のまちづくりを行う。（努力規定）
- ② 市民は、地域のまちづくりを行うに当たっては、自らの役割を自覚し、互いを十分に尊重しながら進める。（義務規定）
- ③ 市の執行機関等は、市民による地域のまちづくりが推進されるよう支援する。（義務規定）

■今後検討してもらいたい項目

地域自治、コミュニティ（地域のまちづくり）のあり方。

・ボランティア団体やNPO団体など、新しい公共の担い手といわれる市民活動団体の活動を自治基本条例の中で位置づけるべき。

・コミュニティの意味がよくわからない。「地域のまちづくり」と「まちづくり」はどう違うのか？この条文は、城南町や植木町や旧富合町などの地域をさすのか？それとも、西部地区や東部地区などの地域をさすのか？それとも、小学校区の地域をさすのか？それとも、任意団体である自治会をさすのか？自治会や神社の祭りや寄付などに参加を強制されるのは困る。また、勝手に校区自治協議会なるものをつくって、そこで決定したことが地域の全体のおおきい意思であるのかのごとく判断されるのも困る。働いているものは、なかなかそういう協議会とかにも参加できないから。（性別に偏りがあったり、高齢者の参加率が異常に高い状態で意思決定をしてはいけなない。まちがいのものになる。ワーカー差別である。参画者に偏在のあるような校区自治協議会はいらない。）意味のはっきりしていない言葉や条文は、最高規範である自治基本条例にはふさわしくない。

・コミュニティの3つの条文は、個別具体的事項なので、個別条例を作成しそちらにまわした方がよいと思う。

理由：子育て、介護問題、環境問題、失業者の増加、自治体財政の財源の枯渇、公共施設の膨大な維持費…。これらの諸問題を解決するためにソーシャルキャピタルが重要なことはわかるが、行政主導の協働ボランティアで果たして解決できるのかはなはだ疑問である。むしろ弊害が懸念される。学校法人やまちづくり団体や自治会、農協、郵便局など一部の団体のみ庇護し、支援することによって、公平な富の再分配の構造にゆがみが生じる。公平性を欠く。自由競争が阻害されコスト増になるのではないか。周辺に位置する人、社会的包摂を意識することが重要であり、一部の団体や組織のみ援助することで不平等が広がらないか。ソーシャルキャピタル、町を愛し、良くしていこうとする思い、協力する態度などは、すぐに形成できるものではなく、長い時間をかけて醸成されるものです。急いで形だけつくろうとしても難しい。むしろ課題を解決する早道は、就労人口を増やして税を払う人の頭数を増やす方向がよい。外国人の受け入れと男女共同参画、高齢者の就労支援と若者の積極的失業対策がよいと思う。

・校区自治協議会に関する記載も必要だと思う

・参画と協働のまちづくり条例とリンクするので、条例の早期着手を明記出来ないか？

・今後検討すべき項目として「コミュニティづくりのあり方」が課題となっており、そのなかで地域における学校の位置づけが採り上げられている。確かに、特に小学校が地域の核として多様な集まりの機会や場所となっていることは否めないし、社会総がかりの教育や生涯学習社会の形成など、地域の多くの方が様々な関わっていることから、教育以外の役割を持つ公的な施設として見直しを行う必要もある。ただ、教職員への負担は軽減の方向で検討すべきと考える。

・自治会長を務めているが、近年、自治会への未加入者が増加している。

・自治基本条例に「自治会に加入しなければならない」と明文化できないか。

・市政だよりの民間委託などの影響で、自治会離れが深刻化する中、市民が自治会活動に参加いただけるような条例になることを願う。

・報告書 24 ページの「コミュニティ(地域のまちづくり)」の項目で、自治会についての記述が見当たらない。自治会はまちづくりや参画・協働という点で重要な役割を果たしていると考えますが、これについて検討委員会でどういう議論がなされたのかを教えてください。

・まちづくり等のNPOなど、比較的新しく、注目されている組織がある一方で、自治会は古くからあって地道な活動を続けている。「コミュニティ」の項目の中で自治会について言及することの是非はともかくとして、私の地域でも、加入者の減少等に苦慮している自治会の現状がある。任意団体なので強制はできないが、まちづくりの中で、自治会等の組織に参加するという意識を住民に持ってもらうことは大切だと考える。「コミュニティ(地域のまちづくり)」の項目の中で、何かそういった文言が盛り込めないだろうか。

	・コミュニティの定義が明確でない。一般的に「地域のまちづくり」のことではない。 ・地域単位のまちづくりを意味するならば、コミュニティは都市内分権を担う主体として位置づけるべきではないか。 ・参画(計画、実施、評価における)を具体化するものではないか。	
--	---	--

V 住民投票 (1 住民投票) ■意見がわかれた項目と内容(両論併記)	<table><tr><td> (1) 住民投票 ①市長は、市政に係る重要事項について、直接市民の意思を把握するため、その事項ごとに定められる条例により、住民投票を実施することができる。 ②市長は、住民投票の結果を尊重する。(義務規定) (2) 住民投票の請求及び発議 ①市民のうち本市において選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる。 ②市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができる。 </td><td> (住民投票) (1) 市長は、市政運営に係る重要事項について、広く直接住民の意見を確認するため、住民投票を実施することができます。 (2) 年齢満18歳以上の住民及び年齢満18歳以上の定住外国人で熊本市に引き続き3月以上住所を有する者で、別に条例で定める資格を有する者(以下「請求権者」という。)は、市政運営に係る重要事項について、請求権者の総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができます。 (3) 市長は、前項の規定による請求があったときは、直ちに請求の要旨を公表するとともに、20日以内に意見を付して、これを市議会に付議しなければなりません。 (4) 市議会議員は、市政運営に係る重要事項について、その定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を規定した条例案を、市議会に提出することで、住民投票を発議することができます。 (5) 市長は、市政運営に係る重要事項について、住民投票を規定した条例案を市議会に提出することで、住民投票を発議することができます。 </td></tr></table>	(1) 住民投票 ①市長は、市政に係る重要事項について、直接市民の意思を把握するため、その事項ごとに定められる条例により、住民投票を実施することができる。 ②市長は、住民投票の結果を尊重する。(義務規定) (2) 住民投票の請求及び発議 ①市民のうち本市において選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる。 ②市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができる。	(住民投票) (1) 市長は、市政運営に係る重要事項について、広く直接住民の意見を確認するため、住民投票を実施することができます。 (2) 年齢満18歳以上の住民及び年齢満18歳以上の定住外国人で熊本市に引き続き3月以上住所を有する者で、別に条例で定める資格を有する者(以下「請求権者」という。)は、市政運営に係る重要事項について、請求権者の総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができます。 (3) 市長は、前項の規定による請求があったときは、直ちに請求の要旨を公表するとともに、20日以内に意見を付して、これを市議会に付議しなければなりません。 (4) 市議会議員は、市政運営に係る重要事項について、その定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を規定した条例案を、市議会に提出することで、住民投票を発議することができます。 (5) 市長は、市政運営に係る重要事項について、住民投票を規定した条例案を市議会に提出することで、住民投票を発議することができます。	・住民投票は、「別に条例を定める」でもよい。 ・請求権を満18歳以上の住民まで拡大する。 ・住民投票の手続きや効力等の具体的な内容については、住民投票に関する条例化のなかで改めて検討を行うのが望ましい。 ・住民投票に関して、もう少し論点を整理すべき。常設型にするのか、拘束力の問題はどうするのか、地方自治法の規定以上のものを規定するのか、投票権者など。 ・一定の請求要件を満たした場合、市長は、住民投票を実施するように規定した方がよい(常設型)。また、住民投票に関する方法等を定めた条例(一般条例)を制定しておくべき。
(1) 住民投票 ①市長は、市政に係る重要事項について、直接市民の意思を把握するため、その事項ごとに定められる条例により、住民投票を実施することができる。 ②市長は、住民投票の結果を尊重する。(義務規定) (2) 住民投票の請求及び発議 ①市民のうち本市において選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる。 ②市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができる。	(住民投票) (1) 市長は、市政運営に係る重要事項について、広く直接住民の意見を確認するため、住民投票を実施することができます。 (2) 年齢満18歳以上の住民及び年齢満18歳以上の定住外国人で熊本市に引き続き3月以上住所を有する者で、別に条例で定める資格を有する者(以下「請求権者」という。)は、市政運営に係る重要事項について、請求権者の総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができます。 (3) 市長は、前項の規定による請求があったときは、直ちに請求の要旨を公表するとともに、20日以内に意見を付して、これを市議会に付議しなければなりません。 (4) 市議会議員は、市政運営に係る重要事項について、その定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を規定した条例案を、市議会に提出することで、住民投票を発議することができます。 (5) 市長は、市政運営に係る重要事項について、住民投票を規定した条例案を市議会に提出することで、住民投票を発議することができます。			

③市長は、必要に応じ、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができる	6 市長は、第2項の規定による請求及び前2項の規定により提出された議案について、市議会の議決があったときは、速やかに住民投票を実施しなければなりません。 7 市長は、第2項の規定による請求権者の連署が、直近の市議会議員選挙及び市長選挙の投票率のうち、いずれか高い投票率の六分の一以上の者の連署をもってなされたときは、第3項及び前項の規定にかかわらず、速やかに住民投票を実施しなければなりません。 8 前各項に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項については、別に条例で定めるものとします。 9 住民、市議会及び市長等は、住民投票が実施されたときは、その結果に従わなければなりません。		
■今後検討してもらいたい項目 住民投票の実施についての具体的な内容			

VI 国、他の地方公共団体等との連携・条例の見直し等 (1 国、他の地方公共団体等との連携) ■条例に盛り込むべき項目と内容 (1) 国、他の地方公共団体等との連携 ①市は、国及び県と共通する課題の解決を図るため、これらと対等な関係のもとで相互に協力し連携に努める。(努力規定) ②市は、広域的な課題の解決を図るため、近隣の地方公共団体と連携し、地域全体の発展に努める。 (努力規定) ③市は、地球環境の保全等共通する課題の解決を図るため、国内及び国外の都市等との連携に努める。(努力規定)	・③の地球環境の保全等共通の課題解決だけでなく、市の経済・社会・文化・教育など、幅広く対象とすべき。 ・都市等との連携には、個人やNPO・NGOその他の団体も含まれるのかを明記した方がよい。 ・自治推進委員会の設置は、「別に条例で定める」と明記すべき。規則ではなく、自治基本条例の構成要素である以上、条例で定めるべき。 ・(2)最高規範性の①の冒頭に、「この条例は、熊本市の最高規範性を有するもので」または「熊本市の自治に関する基本理念や基本原則を定めるもので」を挿入する。	・役所はとにかく縦割り。「振り込め詐欺」を例に挙げると、消費者行政・警察・通信業者・金融機関等・関係機関の連携があれば、被害を防止することが可能であると考えられる。市役所以外の機関も含めて、広い意味で横の連携が必要。
--	---	---

(2 自治推進委員会、最高規範性、条例の見直し) ■条例に盛り込むべき項目と内容 (1) 自治推進委員会 ①市長の附属機関として熊本市自治推進委員会（以下「委員会」といいます。）を設置する。（義務規定） ②委員会は、市長の諮問に基づき、自治運営の基本原則に関する重要事項を審議する。（義務規定） ③委員会は、前項に規定するもののほか、自治運営の基本原則に関する重要事項について市長に意見をのべることができる。 ③委員会は、自治に識見を有する者及び市民によって構成される。（義務規定） ④委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。（義務規定） (2) 最高規範性 ①他の条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に定める事項を最大限尊重し、整合性を図る。各種計画の策定、見直し及び運用においても同様とする。（義務規定） ②市民、市議会及び市の執行機関等は、この条例を尊重し、本市の自治の推進に努める。（努力規定） (3) 条例の見直し ①市長は、条例施行後、4年を超えない期間ごとにこの条例を見直し、適切な措置を講じる。（義務規定） ②市長は、この条例の見直しに当たっては、市民参画の手続を踏まえる。（義務規定） (4) 附則 ①施行日 ②その他必要事項 ■意見が分かれた項目と内容(両論併記) <table><tr><td>自治推進委員会の審議事項を「自治運営の基本原則」とする。</td><td>自治推進委員会の審議事項を「自治運営の基本原則」に加えて「自治の基本理念」「自治の推進に関する事項」とする。</td></tr></table> (1)⑤自治推進委員会の委員数、構成、公募委員の数、任期、再選の規定を盛り込むべき。	自治推進委員会の審議事項を「自治運営の基本原則」とする。	自治推進委員会の審議事項を「自治運営の基本原則」に加えて「自治の基本理念」「自治の推進に関する事項」とする。	・自治推進委員会は、下記のようにしてほしい。 自治推進委員会の推進事項を「自治運営の基本原則」及び「自治の推進に関する事項」とする。 自治推進委員会の委員数、構成、任期、再選などの規定を盛り込む。 なお、委員は一部の団体や性別、年齢などに偏りがないように配慮することとする。 今後の自治推進のかなめになる人たちです。構成をはっきりしておいた方がよいと思う。 ・(1)自治推進委員会の②と③は、「自治の推進に関する事項」を含むことを念頭に、「等」を付記する。 ・自治推進委員会の人数、公募構成等は、ここで書いておきたいので、⑤に「自治推進委員会の委員数、構成、公募委員の数、任期、再選の規定を盛りこむべき。」を入れていただきたい。 ・自治推進委員会の役割をどう規定するか。そもそも恒常的に必要な機関か、臨時的に構成する審議会では足りないのか。 ・条例の見直し期間が短すぎないか。そのためにもシンプルな構成にする方が適当ではないか。	
自治推進委員会の審議事項を「自治運営の基本原則」とする。	自治推進委員会の審議事項を「自治運営の基本原則」に加えて「自治の基本理念」「自治の推進に関する事項」とする。			

その他のご意見 (制度に関するご質問など)	・基本条例が施行されれば、市民にとっては便利な法規となるが、職員の責務が大きくなりすぎる。国や県と対等な関係を目指しておられるが、現段階では発注業務や許認可業務の担当者の一部の人の仕事に対する誠意は、国や県の職員には及びません。 ・以下の項目を盛り込むべき。 「出生から終末までの一貫した行政サービスの構築」 1.出生、育児、保育園、幼稚園、小中高の教育、訓練の基本戦略の構築 くまもと人の特色があり、個性ある人材の育成に資することを目指す。 2.幼児から高卒までの保健、衛生、医療体制の整備。 3.要介護者の支援体制の整備。 4.終末の整理、処理支援体制の整備。 〔提案理由と説明〕 1.出産から中卒までの公的な助成、支援はあるが、不十分である。日本は、減人口社会になっている。平成 18 年の死者は、114 万 3 千人で、赤チャンは、109 万 2 千人生まれている。差し引き 5 万 1 千人の減少である。他の条件が等しくて変われば、今後も続くものと見られる。又、都道府県別の人口増減率を見ても 6 県が増加し、40 府県が減少している。熊本県は、0.38 の減少である。人口減の実態に歯止めをかける必要があり、子育てしやすいシステムを構築することは 100 年の大計ではなかろうか。 2.くまもとの歴史、伝統、文化等を継承する次世代の若者に、県民の自覚と誇り、他県にない特色のある信念をもった人材の育成を目指す必要がある。その基本となる哲学が欠けた人が増加しつつある。この基本戦略を各年代ごとに教育現場で伝えたいものである。人のため、世のため、己れのためになる人格の練成を目指すものである。 3.要介護者で、施設入所待機者は、増加中との報道がある。介護の手を何らかの方法で、行政が手を差し伸べる必要があるのではないか。 4.人は、100%死を迎える時が訪れるものであり、不回避である。葬式の費用負担、先祖を含めた墓地、墓碑等の負担に困窮している家庭があり、これらの家庭への支援体制の構築が課題であろう。 5.以上の各項目の財源対策が不可欠である。市の財政面での対応は、困難であろう。その解決策として、次のような支援体制を構築したらどうだろうか。 1)子育て支援基金の創設 いま民間の余裕資金(預貯金、有価証券等)が、1,500 兆円以上あるとの報道がある。民間資金の一部を、子育て支援基金として寄付を集める工夫をしたらどうだろうか。市長を長とする子育て支援基金管理委員会を設置し、申請に基づく支援額、支援期間等を認定し、支援金を交付する。支援後の育成状況の把握、指導、助言を行う。別会計とする。 2)生涯支援基金の創設 生活保護の対象からもれた方、要介護者や、交通事故被害者の遺族、独り暮らしの家庭等の経済的弱者の生活を支援する基金を創設する。市長を長とする生涯支援基金管理委員会を設置する。以下、前記に準ずる。すみよい、安心して暮らせる熊本市づくりを目指すものである。 3)子育て支援基金、生涯支援基金は、県内の個人、法人、団体等からの寄付を基本と	・新聞等にもあるが、市職員の事件があまりに多い。罰則で縛ったり、上司が責任をとるだけで解決できる問題ではない。職員の自覚のなさが一番の問題である。 ・市民会議の条例案作成時のように、条文づくりを行政に任せてしまおうと行政に都合のよい条文になってしまうのではないか。 ・私は、「公共事業等環境影響調査説明責任」の条例化・制度化を主張しているが、熊本市はこれらについて軽視している。 ・熊本駅周辺整備事業については、協働の理念と実績の乖離を感じる。 ・西部第一土地区画整備事業には覚書も存在するが、新駅設置は未だ実現していない。事業継続についてはどうなっているのか。 ・議会基本条例の検討は、議会内で行われるのか。議会による立案は、行政が行うパブリックコメント等の手続きが制度化されていないため、議員のお手盛りの条例になる懸念はないだろうか。
----------------------------------	---	---

	する。県外在住で活躍中の県人、県人会等の協力を求める。ムード造りに知恵を集める。応募者には、市長名で礼状を出し、高額応募者には、感謝状を贈呈する。収支決算、支援内容等の重要事項は、年度毎に報告書にまとめ、議会、応募者等に報告する。その他両基金の設置、運用、管理に必要なルールは、別に定める。 4)県、他市町村に対して、両基金の設置、運営について理解と協力を求める。 ・熊本市老人憩の家条例(昭和 48 年条例第 39 号)は形骸化して、その条例の精神、理念、趣旨から逸脱している。高齢化時代の今こそ、条例の精神・基本理念を精査し、原点に戻る機会を期待している。自治会長として、「地域社会との調和に務め、暮らしやすい地域社会の実現に寄与する」の主旨に反しないように、「老人憩の家」条例の精神に立ち戻れないものかと日々模索している。行政も調停者として検証いただきたい。 平成 12 年 3 月 30 日条例第 13 号で、一新校区自治連合会(16 自治会で構成)で、「憩の家設立構想」が不可解な手段で島崎 1 丁目公園の中に設立された。当時の自治連合会長は激怒し、他の自治会長も全員開所式に参列しなかった。その後の連合会長も対応に苦慮し、20 年度末連合会長を辞めている。 市民参画や協働でコミュニティを育てることが基本理念であるはずが、憩いの家設立が一新校区自治連合会の運営と融和にとって目の上のタンコブである。今更元に返すことは不可能。塾の講師が恩恵と利益をあげている。理不尽と考えるが、引き返しは地域に混乱を招く。 14 町内自治会員は約 680 世帯だが、島崎 1 丁目住民は賃貸住宅居住で通勤族が目立ち、自治会費は不動産からの振込みで、自治会員という意識は希薄である。6 区域に分けて各地域から 1 名委員を選考し、6 名の役員で運営委員会を開催すると、長年の基本理念は砂上の楼閣になり、各地域の民意が運営委員会に届きにくく刷新できず苦汁している。 素晴らしい基本理念も崩れてしまい、役員も一部に偏り、弊害が目立つ。高齢者は世間体を気にし、陰では不平不満を言っているが、自治会総会では遠慮がちで、余所者はしがらみもなく堂々たる行為で会長として頭痛めている。 理想に走らず、多くの住民に幸せをもたらす企画に参画し約諾し、漸進的にコミュニティに貢献する条例の実現を宿願する。	
--	--	--